



熊本県公報

第13212号
令和5年(2023年)
3月14日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病検査の実施…………… (畜産課) 2
- 熊本県収入証紙売りさばき人の指定取消…………… (会計課) 3
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(益城町)…………… (都市計画課) 3
- 令和4年度(2022年度)予算の要領…………… (財政課) 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 52
- 道路の供用開始…………… (") 53
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…………… (循環社会推進課) 53
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 53
- 公 告
- ふるさと熊本の樹木登録樹の解除…………… (自然保護課) 54
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 54
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (") 55
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 55
- 基本測量の実施…………… (監理課) 56
- 基本測量の実施…………… (") 56
- 登 載 依 頼
- 令和4年度(2022年度)第2回熊本県観光審議会の開催… (観光審議会) 56
- 第69回熊本県環境審議会の開催…………… (環境審議会) 56

告 示

熊本県告示第179号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和5年(2023年)3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社H&G ROW	一期一会訪問看護リハビリステーション	八代市西松江城町式号8番2	令和5年(2023年)4月1日	訪問看護

熊本県告示第180号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
令和5年(2023年)3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社H&G ROW	一期一会訪問看護リハビリステーション	八代市西松江城町式号8番2	令和5年(2023年)4月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第181号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおりヨーネ病、腐蛆病及び伝達性海綿状脳症に関する検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施の目的

ヨーネ病及び腐蛆病の発生とまん延を防止するとともに、生産段階における伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握することにより、畜産の振興を図る。

2 実施する区域及び期日

検査の種類	実施する区域	実 施 の 期 日
ヨーネ病検査	熊本市	令和5年(2023年)5月1日から令和5年(2023年)12月22日まで
	荒尾市	令和5年(2023年)4月3日から令和6年(2024年)2月29日まで
	玉名市	令和5年(2023年)4月3日から令和6年(2024年)2月29日まで
	山鹿市(鹿北町、菊鹿町、鹿本町及び鹿央町を除く。)	令和5年(2023年)4月3日から令和6年(2024年)2月29日まで
	上天草市	令和5年(2023年)5月8日から令和5年(2023年)10月31日まで
	宇城市	令和5年(2023年)5月1日から令和5年(2023年)12月22日まで
	玉名郡南関町	令和5年(2023年)4月3日から令和6年(2024年)2月29日まで
	玉名郡和水町上板楠	令和5年(2023年)4月3日から令和6年(2024年)2月29日まで
	菊池郡大津町	令和5年(2023年)4月3日から令和6年(2024年)2月29日まで
	阿蘇郡小国町	令和5年(2023年)5月8日から令和5年(2023年)12月22日まで
	八代郡氷川町	令和5年(2023年)5月1日から令和5年(2023年)12月22日まで
	球磨郡多良木町	令和5年(2023年)5月8日から令和5年(2023年)11月30日まで
	球磨郡湯前町	令和5年(2023年)5月8日から令和5年(2023年)11月30日まで
	腐蛆病検査	熊本市
八代市		令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで
人吉市		令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで
水俣市		令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで
山鹿市		令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで
宇土市		令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで
宇城市		令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで

	阿蘇市	令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで
	下益城郡美里町	令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで
	阿蘇郡全域	令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで
	上益城郡全域	令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで
	八代郡氷川町	令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで
	葦北郡全域	令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで
	球磨郡全域	令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで
伝達性海綿状脳症検査	県内全域	令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

検査の種類	家畜の種類及び範囲	摘 要
ヨーネ病検査	実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている乳用牛及びその同居牛並びに知事が指定する牛	疾病その他の理由により家畜防疫員が検査に適さないと認めたものについては、検査を猶予することがある。
腐蛆病検査	実施区域内で飼養され、転飼される蜜蜂	
伝達性海綿状脳症検査	(1)生前に中枢神経異常又は起立困難若しくは起立不能を呈し家畜保健衛生所長が指示する牛及び牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。 (2)月齢又は推定月齢が満18か月齢以上で死亡しためん羊又は山羊	

4 検査の方法

- (1)ヨーネ病検査は、血清を用いたスクリーニング法による抗体検査及び糞便を用いたリアルタイムPCR法による遺伝子検査等により判定する。
- (2)腐蛆病検査は、蜂群について肉眼的観察及び死亡蜂児等を材料とした塗抹標本の染色・鏡検その他の細菌検査により総合的に判定する。
- (3)牛の伝達性海綿状脳症検査にあつては酵素免疫測定法により、めん羊又は山羊の伝達性海綿状脳症検査にあつては国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門においてウエスタンブロット法等により判定する。

5 その他

- (1)手数料は、熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)に基づき徴収する。
- (2)天候その他やむを得ない理由があるときは、実施区域及び期日を変更することがある。

熊本県告示第182号

熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)第5条第1項の規定による売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年(2023年)3月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

住 所	氏 名	取消年月日
玉名市玉名字西原2194番地	社会福祉法人玉医会 理事長 吉村 春雄	令和5年(2023年) 3月24日

熊本県告示第183号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年(2023年)3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 益城町
- 2 都市計画事業の種類 熊本県都市計画公園事業 4・4・12号 潮井自然公園
- 3 事業施行期間 平成25年(2013年)8月27日から
令和9年(2027年)3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第184号

令和4年度(2022年度)熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が令和5年2月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和5年(2023年)3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和4年度熊本県一般会計補正予算(第11号)

令和4年度熊本県の一般会計の補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,997,751千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,007,741,303千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 税		165,971,622	2,524,594	168,496,216
	1 県 民 税	45,906,071	621,397	46,527,468
	2 事 業 税	42,355,227	2,656,895	45,012,122
	3 地方消費税	31,568,931	△ 670,000	30,898,931
	4 不 動 産 税 取 得 税	4,853,337	△ 107,902	4,745,435
	5 県たばこ税	2,031,227	147,251	2,178,478
	6 ゴルフ場 利 用 税	585,629	47,382	633,011
	7 軽油引取税	14,727,065	12,587	14,739,652
	8 自 動 車 税	23,809,681	△ 212,351	23,597,330
	9 鉦 区 税	9,745	△ 110	9,635
	10 狩 猟 税	19,592	△ 1,754	17,838
	11 産業廃棄物税	105,117	31,199	136,316
2 地方消費税 清 算 金		80,712,156	5,626,794	86,338,950
	1 地方消費税 清 算 金	80,712,156	5,626,794	86,338,950

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	地方譲与税	24,654,627	10,762,190	35,416,817
	1 特別法人事業譲与税	22,065,735	10,600,006	32,665,741
	2 地方揮発油譲与税	2,206,781	113,605	2,320,386
	3 石油ガス譲与税	62,635	1,188	63,823
	4 自動車重量譲与税	146,621	45,785	192,406
	5 森林環境譲与税	163,572	△ 1,490	162,082
	6 航空機燃料譲与税	9,282	3,096	12,378
4	地方特例交付金	602,890	362,478	965,368
	1 地方特例交付金	602,890	362,478	965,368
5	地方交付税	221,002,328	10,780,566	231,782,894
	1 地方交付税	221,002,328	10,780,566	231,782,894
6	交通安全対策特別交付金	288,722	△ 2,401	286,321
	1 交通安全対策特別交付金	288,722	△ 2,401	286,321
7	分担金及び負担金	5,267,256	△ 479,895	4,787,361
	1 分担金	989,500	△ 142,302	847,198

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 負 担 金	4,277,756	△ 337,593	3,940,163
8 使用料及び 手 数 料		9,267,859	△ 165,395	9,102,464
	1 使 用 料	6,400,289	△ 124,963	6,275,326
	2 手 数 料	2,867,570	△ 40,432	2,827,138
9 国庫支出金		240,749,860	1,687,967	242,437,827
	1 国庫負担金	48,404,626	△ 620,498	47,784,128
	2 国庫補助金	189,735,138	2,677,401	192,412,539
	3 国庫委託金	2,610,096	△ 368,936	2,241,160
10 財 産 収 入		1,546,989	72,407	1,619,396
	1 財 産 運 用 入 収	1,108,039	△ 3,436	1,104,603
	2 財 産 売 払 入 収	438,950	75,843	514,793
11 寄 附 金		239,423	303,670	543,093
	1 寄 附 金	239,423	303,670	543,093
12 繰 入 金		60,080,289	△ 35,364,444	24,715,845
	1 特 別 会 計 繰 入 金	234,037	1,829,416	2,063,453

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 基金繰入金	59,846,252	△ 37,193,860	22,652,392
13 繰越金		5,882,659	13,286,435	19,169,094
	1 繰越金	5,882,659	13,286,435	19,169,094
14 諸収入		82,818,872	△ 890,308	81,928,564
	1 延滞金、加算金 及び過料等	122,268	1,831	124,099
	2 貸付金 元利収入	66,062,507	△ 608,218	65,454,289
	3 受託事業 収入	3,129,076	△ 222,311	2,906,765
	4 収益事業 収入	2,794,994	96,968	2,891,962
	5 雑 入	10,707,369	△ 158,578	10,548,791
15 県 債		96,658,000	3,493,093	100,151,093
	1 県 債	96,658,000	3,493,093	100,151,093
歳 入 合 計		995,743,552	11,997,751	1,007,741,303

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,317,276	11,240	1,328,516
	1 議 会 費	1,317,276	11,240	1,328,516
2 総 務 費		44,814,672	8,498,295	53,312,967
	1 総務管理費	14,611,314	9,193,311	23,804,625
	2 企 画 費	9,566,570	△ 643,934	8,922,636
	3 徴 税 費	7,400,809	342,757	7,743,566
	4 市 町 村 振 興 費	6,935,581	△ 122,228	6,813,353
	5 選 挙 費	1,524,496	△ 159,633	1,364,863
	6 防 災 費	4,117,326	△ 154,124	3,963,202
	7 統 計 調 査 費	348,823	6,596	355,419
	8 人 事 委 員 会 費	152,956	6,342	159,298
	9 監 査 委 員 費	156,797	29,208	186,005
3 民 生 費		115,163,943	623,792	115,787,735
	1 社会福祉費	66,033,512	1,067,114	67,100,626

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	42,939,417	△ 334,809	42,604,608
	3 生活保護費	5,007,334	98,067	5,105,401
	4 災害救助費	1,183,680	△ 206,580	977,100
4 衛 生 費		129,894,273	334,644	130,228,917
	1 公衆衛生費	114,410,918	290,056	114,700,974
	2 環境衛生費	12,596,532	26,331	12,622,863
	3 保健所費	1,546,522	65,977	1,612,499
	4 医 薬 費	1,340,301	△ 47,720	1,292,581
5 労 働 費		3,476,885	△ 187,558	3,289,327
	1 労 政 費	230,042	△ 10,588	219,454
	2 職業訓練費	2,862,735	△ 193,351	2,669,384
	3 失業対策費	290,745		290,745
	4 労 働 委 員 会 費	93,363	16,381	109,744
6 農 水 産 業 林 費		81,577,348	△ 6,145,147	75,432,201
	1 農 業 費	19,235,471	△ 594,258	18,641,213

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 畜産業費	2,474,736	792,170	3,266,906
	3 農地費	28,774,698	△ 3,211,513	25,563,185
	4 林業費	23,013,397	△ 2,591,960	20,421,437
	5 水産業費	8,079,046	△ 539,586	7,539,460
7 商工費		92,010,891	△ 419,432	91,591,459
	1 商業費	77,704,675	△ 1,093,402	76,611,273
	2 工鉦業費	7,559,034	△ 785,530	6,773,504
	3 観光費	6,747,182	1,459,500	8,206,682
8 土木費		114,402,310	△ 5,561,614	108,840,696
	1 土木管理費	2,463,922	16,857	2,480,779
	2 道路橋りょう費	50,544,276	△ 3,548,205	46,996,071
	3 河川海岸費	44,027,775	△ 1,681,600	42,346,175
	4 港湾費	8,360,345	125,452	8,485,797
	5 都市計画費	6,775,741	△ 435,137	6,340,604
	6 住宅費	2,230,251	△ 38,981	2,191,270

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9 警 察 費		40,654,472	489,156	41,143,628
	1 警察管理費	36,282,011	626,333	36,908,344
	2 警察活動費	4,372,461	△ 137,177	4,235,284
10 教 育 費		141,029,724	△ 4,178,095	136,851,629
	1 教育総務費	33,911,838	△ 2,397,524	31,514,314
	2 小学校費	36,962,140	△ 1,202,985	35,759,155
	3 中学校費	21,403,584	△ 182,469	21,221,115
	4 高等学校費	30,086,579	△ 323,856	29,762,723
	5 特別支援学校費	13,187,256	△ 47,838	13,139,418
	6 大学費	1,446,686	△ 17,448	1,429,238
	7 社会教育費	2,144,295	△ 8,855	2,135,440
	8 保健体育費	1,887,346	2,880	1,890,226
11 災害復旧費		31,552,691	15,162,207	46,714,898
	1 総務災害復旧費	3,408,487	△ 152,958	3,255,529
	2 農林水産業災害復旧費	11,115,676	△ 556,172	10,559,504

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 商工災害復旧費	212,643	8,940,033	9,152,676
	4 土木災害復旧費	14,442,301	7,006,757	21,449,058
	5 教育災害復旧費	401,048	△ 75,453	325,595
12 公債費		102,048,848	△ 60,014	101,988,834
	1 公債費	102,048,848	△ 60,014	101,988,834
13 諸支出金		97,600,219	3,430,277	101,030,496
	1 繰出金	16,425,004	298,172	16,723,176
	2 ゴルフ場利用税交付金	407,425	37,795	445,220
	3 利子割金交付金	104,114	△ 55,676	48,438
	4 地方消費税清算金	31,056,328	△ 284,428	30,771,900
	5 地方消費税交付金	40,572,583	2,811,567	43,384,150
	6 配当割金交付金	504,063	578,496	1,082,559
	7 株式等譲渡所得割交付金	893,726	△ 174,178	719,548
	8 軽油引取税交付金	3,580,228	88,476	3,668,704
	9 所得割金交付金	136,524	15,734	152,258

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	10 環境性能割 交 付 金	792,900	△ 108,868	684,032
	11 法人事業税 交 付 金	3,127,181	223,187	3,350,368
歳 出 合 計		995,743,552	11,997,751	1,007,741,303

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	金 額
		千円
1 総 務 費		500,000
	1 市 町 村 振 興 費	500,000
2 衛 生 費		34,244
	1 医 薬 費	34,244
3 警 察 費		11,531
	1 警 察 活 動 費	11,531
4 災 害 復 旧 費		1,245,107
	1 民 生 災 害 復 旧 費	1,245,107
合 計		1,790,882

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 総 務 費		千円	千円
		4,171,631	4,730,040
	1 総務管理費	1,743,433	1,856,909
	2 企画費	785,908	880,051
	3 防災費	1,642,290	1,993,080
2 民 生 費		4,133,572	11,081,971
	1 社会福祉費	1,753,123	7,623,123
	2 児童福祉費	2,380,449	3,458,848
3 衛 生 費		341,615	2,405,980
	1 公衆衛生費	113,218	1,525,737
	2 環境衛生費	228,397	880,243
4 労 働 費		1,066,196	1,070,312
	1 職業訓練費	1,066,196	1,070,312
5 農 林 水 産 業 費		36,853,178	43,804,580
	1 農業費	1,460,163	5,719,828
	2 畜産業費	27,657	981,732
	3 農地費	17,561,068	18,132,400
	4 林業費	13,713,368	14,563,154

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
	5 水 産 業 費	4,090,922	4,407,466
6 商 工 費		1,304,113	9,197,660
	1 商 業 費	120,320	1,941,562
	2 工 鉱 業 費	1,068,560	1,201,628
	3 観 光 費	115,233	6,054,470
7 土 木 費		73,448,401	70,010,318
	1 土 木 管 理 費	424,050	431,418
	2 道 路 橋 り ょ う 費	31,086,218	28,041,923
	3 河 川 海 岸 費	29,798,422	29,944,755
	4 港 湾 費	6,426,503	6,314,259
	5 都 市 計 画 費	5,713,208	5,277,963
8 警 察 費		496,116	520,522
	1 警 察 管 理 費	496,116	520,522
9 教 育 費		4,878,456	5,306,876
	1 教 育 総 務 費	1,300	359,578
	2 高 等 学 校 費	2,940,363	2,949,620
	3 特 別 支 援 学 校 費	1,782,214	1,802,937
	4 保 健 体 育 費	154,579	194,741

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
10 災 害 復 旧 費		千円 16,060,104	千円 25,754,599
	1 総務災害復旧費	2,726,965	2,823,302
	2 商工災害復旧費	9,511	9,082,540
	3 土木災害復旧費	13,228,331	13,732,815
	4 教育災害復旧費	95,297	115,942
合	計	142,753,382	173,882,858

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 会計事務補助委託業務	令和5年度	千円 4,196
2 地域振興局局長宿舍等賃借	令和5年度	14,935
3 派遣職員宿舍等賃借	令和5年度	3,929
4 東京事務所職員宿舍等賃借	令和5年度 ～令和6年度	52,528
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度	39,928 12,600
5 銀座熊本館運營業務	令和5年度	2,188
6 人権啓発業務	令和5年度	3,200
7 通訳等業務	令和5年度	5,833
8 県費留学生宿舍等賃借	令和5年度	480
9 性暴力被害者サポートセンター運營業務	令和5年度	23,286
10 犯罪被害者見舞金相談窓口関係業務	令和5年度	770
11 旅券発給業務	令和5年度 ～令和6年度	2,294
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度	1,147 1,147
12 外国人サポートセンター運營業務	令和5年度	14,927
13 避難民サポートセンター運營業務	令和5年度	3,625

事 項	期 間	限 度 額
14 御所浦地域活性化推進事業	令和5年度	千円 2,000
15 県民総合運動公園アクセス改善対策実証事業	令和5年度	84,300
16 軽自動車税申告受付等業務	令和5年度	17,583
17 防災消防航空隊隊員宿舍賃借	令和5年度	4,169
18 防災消防ヘリコプター運航等業務	令和5年度 ～令和6年度	226,628
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度	217,203 9,425
19 職員等採用試験案内作成業務	令和5年度	765
20 消費者問題解決力強化事業	令和5年度	1,631
21 消費者生活再生総合支援事業	令和5年度	15,518
22 地下水保全対策事業	令和5年度	81,800
23 大気汚染監視業務	令和5年度	1,460
24 産業廃棄物適正処理対策業務	令和5年度	660
25 エコアくまもと環境教育推進事業	令和5年度	13,485
26 水俣病総合対策事業等委託業務	令和5年度	69,417
27 外国人材受入支援センター運営業務	令和5年度	11,669
28 障害者就業・生活支援センター運営業務	令和5年度	51,242

事 項	期 間	限 度 額
29 若年無業者就労促進事業	令和5年度	千円 7,027
30 ジョブカフェくまもと施設賃借	令和5年度	4,724
31 ジョブカフェくまもと関係業務	令和5年度	3,901
32 就職氷河期世代活躍促進事業	令和5年度	55,060
33 農業法人活動強化支援業務	令和5年度	5,320
34 認定農業者認定業務	令和5年度	4,052
35 県低利預託基金貸付金	令和5年度	151,342
36 熊本型特別栽培農産物認証業務	令和5年度	4,473
37 地下水と土を育む農畜産物等認証業務	令和5年度	1,305
38 家畜改良増殖総合対策事業	令和5年度	21,261
39 畜産経営技術高度化推進事業	令和5年度	5,111
40 国営土地改良事業負担金	令和5年度 ～令和19年度	216,203
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度	 1,041 1,163 15,939 20,311 20,311 20,311 20,311 20,311 20,311 20,311 20,311 20,311 5,087 5,087 5,087

事 項	期 間	限 度 額
41 総合評価方式事前登録審査業務	令和5年度	千円 9,000
42 ため池サポートセンター運営業務	令和5年度	11,300
43 森づくりボランティアネット運営業務	令和5年度	8,722
44 くまもと林業大学校運営業務	令和5年度	72,216
45 水産動物種苗生産等水産振興業務	令和5年度	126,177
46 県産あさり「熊本モデル」周知業務	令和5年度	4,000
47 飲食店感染防止対策認証業務	令和5年度	16,215
48 海外展開推進体制整備事業	令和5年度	9,937
49 物産展示場施設賃借	令和5年度	5,798
50 大阪圏県産品販路拡大業務	令和5年度	2,100
51 e-コマース強化雇用創出事業	令和5年度	8,000
52 小規模事業者等支援関係事業	令和5年度	5,507
53 大阪事務所職員宿舍等賃借	令和5年度	11,471
54 福岡事務所職員宿舍等賃借	令和5年度	2,160
55 インキュベーション施設運営事業	令和5年度	12,736

事 項	期 間	限 度 額
56 ビジョン推進団体運営事業	令和5年度	千円 7,023
57 計量検定業務	令和5年度	15,594
58 九州観光機構派遣職員宿舍賃借	令和5年度	660
59 ツール・ド・九州事務局派遣職員宿舍賃借	令和5年度	672
60 クルーズ船観光客受入体制強化推進事業	令和5年度	5,511
61 特定建築物等定期報告委託業務	令和5年度	3,893
62 住宅・建築物防災対策普及啓発委託業務	令和5年度	564
63 市房ダム管理所職員宿舍賃借	令和5年度	432
64 交番・駐在所等賃借	令和5年度	24,462
65 教職員住宅用地賃借	令和5年度	171
66 文化庁派遣職員宿舍賃借	令和5年度 ～令和6年度	3,360
	年次別内訳 令和5年度	1,680
	令和6年度	1,680
67 就学支援金相談窓口関係業務	令和5年度	19,166
68 熊本時習館スクールソーシャルワーカー派遣事業	令和5年度	14,465
69 校長宿舍等賃借	令和5年度	2,386
70 県立学校用地等賃借	令和5年度	909

事 項	期 間	限 度 額				
71 電話相談室賃借	令和5年度	千円 540				
72 県立図書館改修事業 熊本市	令和5年度	155,579				
73 なりわい再建支援事業	令和5年度	27,988				
74 なりわい再建支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、なりわい再建支援補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和5年度 ～令和8年度	31,454				
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	8,330 8,330 7,708 7,086				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>年2.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>		期 間	利子助成率	3年以内	年2.0%以内	
期 間	利子助成率					
3年以内	年2.0%以内					

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 広報関係業務	令和5年度	千円 51,057	(補正前に同じ)	令和5年度	千円 59,253
2 首都圏広報業務	令和5年度	10,068	(補正前に同じ)	令和5年度	16,689
3 選挙関係業務	令和5年度	15,293	(補正前に同じ)	令和5年度	26,169
4 保健・医療・福祉関係業務	令和5年度	192,754	(補正前に同じ)	令和5年度	5,120,602
5 医師修学資金貸付	令和5年度 ～令和9年度	57,435	(補正前に同じ)	令和5年度 ～令和9年度	60,307
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	11,487 11,487 11,487 11,487 11,487		年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	12,923 12,923 11,487 11,487 11,487
6 しごと相談・支援センター関係業務	令和5年度	10,268	(補正前に同じ)	令和5年度	11,307
7 離職者訓練等委託業務	令和5年度	174,823	(補正前に同じ)	令和5年度 ～令和7年度	260,810
				年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度	216,799 42,306 1,705
8 指定野菜価格安定対策資金支払保証	令和4年度 ～令和5年度	698,076	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和5年度	739,852
9 契約指定野菜安定供給資金支払保証	令和4年度 ～令和5年度	4,054	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和5年度	6,467
10 積算基礎資材単価調査業務	令和5年度	43,500	(補正前に同じ)	令和5年度	62,011
11 企業立地促進費補助	令和5年度 ～令和8年度	1,200,000	(補正前に同じ)	令和5年度 ～令和8年度	1,534,215
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	300,000 300,000 300,000 300,000		年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	600,000 334,215 300,000 300,000

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
12 警察関係業務	令和5年度 ～令和6年度	千円 756,055	(補正前に同じ)	令和5年度 ～令和6年度	千円 820,976
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度	673,555 82,500		年次別内訳 令和5年度 令和6年度	738,476 82,500
13 県営農地等災害 復旧事業	令和5年度 ～令和7年度	4,300,000	(補正前に同じ)	令和5年度 ～令和7年度	4,320,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度	500,000 2,100,000 1,700,000		年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度	520,000 2,100,000 1,700,000
14 県有施設等管理 業務	令和5年度 ～令和9年度	5,258,412	(補正前に同じ)	令和5年度 ～令和9年度	6,031,018
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	3,462,388 726,566 706,124 181,667 181,667		年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	4,223,040 729,620 709,178 184,721 184,459
15 給食業務	令和5年度 ～令和7年度	1,217,077	(補正前に同じ)	令和5年度 ～令和7年度	1,346,499
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度	418,207 399,435 399,435		年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度	547,629 399,435 399,435
16 情報処理関連業務	令和5年度 ～令和9年度	734,740	(補正前に同じ)	令和5年度 ～令和9年度	1,809,220
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	449,990 74,944 72,570 69,465 67,771		年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	1,522,337 76,111 72,892 69,787 68,093
17 事務機器等賃借	令和5年度 ～令和12年度	3,023,621	(補正前に同じ)	令和5年度 ～令和12年度	3,288,395
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	622,378 607,111 605,990 604,421 423,519 114,895 33,848 11,459		年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	885,682 607,634 606,513 604,683 423,681 114,895 33,848 11,459

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
商工業施設 過 年 発 生 国 庫 費 補 助 事 業 費	千円 3,016,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証券借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
公 共 土 木 直 轄 災 害 復 旧 事 業 負 担 金	6,974,000			
障がい者福祉施設 整 備 事 業 費	355,000			
警 察 施 設 整 備 費 事 業	135,000			
計	10,480,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
職業能力開発校整備事業費	千円 790,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 787,000			
土地改良国庫補助事業費	3,163,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	2,674,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	572,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	591,000			
農地防災国庫補助事業費	280,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	198,000			
洪水防除国庫補助事業費	1,147,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等	731,000			
造林国庫補助事業費	443,000	の地方公共団	利率の見	ただし、県	337,000			
林道国庫補助事業費	567,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	財政の都合に より、繰上償	561,000			
治山国庫補助事業費	4,619,000	(その他)	おいては、	還をなし、又 は借換えをす	3,849,000			
保安林整備国庫補助事業費	202,000	工事その他 の都合により、	当該見直 し後の利	ることができ る。	180,000			
観光施設整備事業費	120,000	一部又は全部	率)		42,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	9,074,000	を翌年度以降 に繰り下げて			8,200,000			
道路維持国庫補助事業費	4,857,000	借り入れるこ とができる。			4,044,000			
河川国庫補助事業費	3,676,000	発行価格が			3,650,000	(補正前に同じ)		
砂防国庫補助事業費	5,983,000	額面金額を下			5,235,000			
河川海岸保全国庫補助事業費	221,000	回るときは、 その発行差額			163,000			
港湾建設国庫補助事業費	1,770,000	をうめるため			1,714,000			
土地区画整理事業費	464,000	必要な金額を 加算した額を			437,000			
街路国庫補助事業費	954,000	限度額とする ことができる。			948,000			
都市公園整備事業費	399,000				270,000			
土地改良直轄事業負担金	576,000				709,000			
農地海岸直轄事業負担金	466,000				457,000			
道路直轄事業負担金	5,411,000				7,317,000			
河川直轄事業負担金	5,713,000				6,755,000			
砂防直轄事業負担金	873,000				890,000			
港湾直轄事業負担金	1,037,000				1,375,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
鉄 道 施 設 過 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	677,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	524,000			
公 共 土 木 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	1,739,000	方公共団体金 融機構、会社、	(ただし、 利率見直	半年賦元利 均等償還又は	1,737,000			
教 育 施 設 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	9,000	その他 (借入方法)	し方式で 借り入れ	元金均等償還、 満期一括償還	8,000			
教 育 施 設 過 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	81,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等 ただし、県	66,000			
土 地 改 良 直 轄 災 害 復 旧 事 業 負 担 金	14,000	の地方公共団 体との共同発	利率の見 直しを行	財政の都合に より、繰上償	12,000			
総 合 庁 舎 整 備 事 業 費	1,998,000	行を含む。) (その他)	った後に おいては、	還をなし、又 は借換えをす	1,694,000			
地 域 公 共 交 通 確 保 維 持 改 善 事 業 費	514,000	工事その他 の都合により、	当該見直 し後の利	ることができ る。	507,000			
防 災 施 設 整 備 事 業 費	412,000	一部又は全部	率)		371,000			
老 人 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	45,000	を翌年度以降			63,000	(補 正 前 に 同 じ)		
環 境 セ ン タ ー 整 備 事 業 費	63,000	に繰り下げて 借り入れるこ			29,000			
単 県 道 路 整 備 事 業 費	1,975,000	とができる。			1,563,000			
単 県 河 川 整 備 事 業 費	8,117,000	発行価格が 額面金額を下			7,955,000			
単 県 砂 防 整 備 事 業 費	1,840,000	回るときは、			1,807,000			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	267,000	その発行差額 をうめるため			249,000			
県 立 高 等 学 校 整 備 事 業 費	3,633,000	必要な金額を			3,572,000			
総 務 施 設 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	1,993,000	加算した額を 限度額とする			2,047,000			
教 育 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	15,000	とができる。			16,000			
教 育 施 設 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	14,000				16,000			
臨 時 財 政 対 策 債	11,544,000				6,990,093			
計	88,327,000				81,340,093			

令和4年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

令和4年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ157,149千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ538,329千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		25	△ 10	15
	1 一般会計繰入金	25	△ 10	15
2 繰越金		5,817	549	6,366
	1 繰越金	5,817	549	6,366
3 諸収入		689,636	△ 157,688	531,948
	1 貸付金元利収入	686,336	△ 157,988	528,348
	2 雑入	3,300	300	3,600
歳入合計		695,478	△ 157,149	538,329

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		11,291		11,291
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	11,291		11,291
2 公 債 費		635,083	△ 146,524	488,559
	1 公 債 費	635,083	△ 146,524	488,559
3 諸 支 出 金		49,104	△ 10,625	38,479
	1 繰 出 金	49,104	△ 10,625	38,479
歳 出 合 計		695,478	△ 157,149	538,329

第2表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和5年度	千円 484

令和4年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）

令和4年度熊本県の収入証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,650,000千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 証紙収入		2,600,000	△ 219,126	2,380,874
	1 証紙収入	2,600,000	△ 219,126	2,380,874
2 繰越金		200,000	69,126	269,126
	1 繰越金	200,000	69,126	269,126
歳 入 合 計		2,800,000	△ 150,000	2,650,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		2,800,000	△ 150,000	2,650,000
	1 繰出金	2,800,000	△ 150,000	2,650,000
歳 出 合 計		2,800,000	△ 150,000	2,650,000

令和4年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)

令和4年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	令和5年度	千円 153

令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第4号)

令和4年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37,373千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,817,764千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び 手数料	850,814	△ 74,224	776,590
	1 使用料	850,814	△ 74,224	776,590
2	財産収入	80,000	△ 67,000	13,000
	1 財産売払 収入	80,000	△ 67,000	13,000
3	繰入金	824,105	94,188	918,293
	1 一般会計 繰入金	824,105	94,188	918,293
4	繰越金	16,519	△ 14,490	2,029
	1 繰越金	16,519	△ 14,490	2,029
5	諸収入	10,899	24,153	35,052
	1 雑 入	10,899	24,153	35,052
	歳 入 合 計	2,855,137	△ 37,373	2,817,764

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		1,058,175	△ 37,746	1,020,429
	1 港 湾 費	1,058,175	△ 37,746	1,020,429
2 公 債 費		1,796,962	373	1,797,335
	1 公 債 費	1,796,962	373	1,797,335
歳 出 合 計		2,855,137	△ 37,373	2,817,764

第2表 債務負担行為補正					
変 更					
補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和5年度	千円 11,286	(補正前に同じ)	令和5年度	千円 26,858

令和4年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)

令和4年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ255,658千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ468,665千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		920	△ 120	800
	1 財産運用収入	920	△ 120	800
2 繰越金		35,392	△ 18,432	16,960
	1 繰越金	35,392	△ 18,432	16,960
3 諸収入		688,011	△ 237,106	450,905
	1 貸付金元利収入	688,011	△ 237,106	450,905
歳 入 合 計		724,323	△ 255,658	468,665

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教育費		724,323	△ 255,658	468,665
	1 育英資金	724,323	△ 255,658	468,665
歳 出 合 計		724,323	△ 255,658	468,665

第2表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
1 育英資金返還金収納事務委託業務	令和5年度	千円 264
2 情報処理関連業務	令和5年度	1,179

令和4年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)

令和4年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200,003千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ610,917千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		678	△ 621	57
	1 一般会計 繰入金	678	△ 621	57
2 繰越金		269,334	△ 189,913	79,421
	1 繰越金	269,334	△ 189,913	79,421
3 諸収入		540,908	△ 9,469	531,439
	1 貸付金 元利収入	374,658	△ 9,469	365,189
歳 入 合 計		810,920	△ 200,003	610,917

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農林 水産業費		810,915	△ 200,005	610,910
	1 林業改善 資金	810,915	△ 200,005	610,910
2 諸支出金		5	2	7
	1 繰出金	5	2	7
歳 出 合 計		810,920	△ 200,003	610,917

第2表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
木材産業等高度化推進資金貸付	令和5年度	千円 332,500

令和4年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

令和4年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74,462千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,514千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		771 △	716	55
	1 一般会計繰入金	771 △	716	55
2 繰越金		76,951 △	46,867	30,084
	1 繰越金	76,951 △	46,867	30,084
3 諸収入		78,254 △	26,879	51,375
	1 貸付金元利収入	78,254 △	26,879	51,375
歳入合計		155,976 △	74,462	81,514

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 林 水 産 業 費		155,976	△ 74,462	81,514
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	155,976	△ 74,462	81,514
歳 出 合 計		155,976	△ 74,462	81,514

令和4年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ321,900千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,872,244千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 越 金		774,504	△ 321,900	452,604
	1 繰 越 金	774,504	△ 321,900	452,604
歳 入 合 計		2,194,144	△ 321,900	1,872,244

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		2,103,144	△ 321,900	1,781,244
	1 市町村振興 資 金	2,103,144	△ 321,900	1,781,244
歳 出 合 計		2,194,144	△ 321,900	1,872,244

令和4年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）
 令和4年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第1号）
 は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,236,096千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,512,668千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		26,606	2,486,062	2,512,668
	1 財産売払収入		2,486,062	2,486,062
2 繰入金		35,049	△ 35,049	
	1 一般会計繰入金	35,049	△ 35,049	
3 繰越金		214,917	△ 214,917	
	1 繰越金	214,917	△ 214,917	
歳 入 合 計		276,572	2,236,096	2,512,668

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		240,618	△ 35,084	205,534
	1 工 鉱 業 費	240,618	△ 35,084	205,534
2 公 債 費		17,293	461,000	478,293
	1 公 債 費	17,293	461,000	478,293
3 諸 支 出 金		18,661	1,810,180	1,828,841
	1 繰 出 金	18,661	1,810,180	1,828,841
歳 出 合 計		276,572	2,236,096	2,512,668

第2表 繰越明許費

款	項	金 額
		千円
1 商 工 費		98,716
	1 工 鉱 業 費	98,716
合 計		98,716

令和4年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和4年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,810,731千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,570,056千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		396,804	△ 65,941	330,863
	1 財産運用収入	396,804	△ 65,941	330,863
2 繰入金		55,397,470	2,055,210	57,452,680
	1 一般会計繰入金	37,522,470	2,055,210	39,577,680
3 県債		49,586,513	△ 3,800,000	45,786,513
	1 県債	49,586,513	△ 3,800,000	45,786,513
歳入合計		105,380,787	△ 1,810,731	103,570,056

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公 債 費		105,380,787	△ 1,810,731	103,570,056
	1 公 債 費	105,380,787	△ 1,810,731	103,570,056
歳 出 合 計		105,380,787	△ 1,810,731	103,570,056

第2表 債務負担行為			
設 定			
事 項	期 間	限 度 額	
情報処理関連業務	令和5年度	千円 176	

令和4年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,643,290千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197,924,117千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		55,261,317	△ 324,980	54,936,337
	1 負担金	55,261,317	△ 324,980	54,936,337
2 国庫支出金		58,643,832	865,992	59,509,824
	1 国庫負担金	37,398,855	769,976	38,168,831
	2 国庫補助金	21,244,977	96,016	21,340,993
3 財産収入		27,680	△ 3,447	24,233
	1 財産運用収入	27,680	△ 3,447	24,233
4 繰入金		12,355,704	177,456	12,533,160
	1 一般会計繰入金	11,795,704	177,456	11,973,160
5 繰越金		1,181,081	5,057,969	6,239,050
	1 繰越金	1,181,081	5,057,969	6,239,050
6 諸収入		64,811,213	△ 129,700	64,681,513
	1 雑入	64,811,213	△ 129,700	64,681,513
歳 入 合 計		192,280,827	5,643,290	197,924,117

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		192,104,100	5,600,633	197,704,733
	1 社会福祉費	192,104,100	5,600,633	197,704,733
2 衛 生 費		176,727	7,930	184,657
	1 公衆衛生費	176,727	7,930	184,657
3 諸支出金			34,727	34,727
	1 繰 出 金		34,727	34,727
歳 出 合 計		192,280,827	5,643,290	197,924,117

第2表 債務負担行為			
設 定			
事 項	期 間	限 度 額	
1 情報処理関連業務	令和5年度		千円 11
2 事務機器等賃借	令和5年度		3

令和4年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 令和4年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度熊本県流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 流域下水道事業収益	3,277,562千円	54,196千円	3,331,758千円
第2項 営業外収益	1,784,495千円	54,196千円	1,838,691千円
	支 出		
第1款 流域下水道事業費用	3,257,178千円	61,097千円	3,318,275千円
第1項 営業費用	3,158,334千円	61,097千円	3,219,431千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「497,954千円」を「498,646千円」に、「49,553千円」を「38,434千円」に、「448,401千円」を「460,212千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	1,149,561千円	△385,865千円	763,696千円
第1項 企業債	427,850千円	△94,750千円	333,100千円
第2項 補助金	487,500千円	△196,210千円	291,290千円
第3項 負担金	225,350千円	△94,905千円	130,445千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,647,515千円	△385,173千円	1,262,342千円
第1項 建設改良費	947,012千円	△386,020千円	560,992千円
第2項 企業債償還金	691,642千円	847千円	692,489千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	54,382千円	3,597千円	57,979千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和5年度	千円 1,284

令和4年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 令和4年度熊本県電気事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度熊本県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	2,608,340千円	△307,866千円	2,300,474千円
第1項 営業収益	2,581,320千円	△308,307千円	2,273,013千円
第2項 営業外収益	27,020千円	441千円	27,461千円
	支 出		
第1款 事業費	2,536,410千円	39,132千円	2,575,542千円
第1項 営業費用	2,396,813千円	39,132千円	2,435,945千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「1,596,354千円」を「1,563,131千円」に、「170,983千円」を「131,144千円」に、「925,371千円」を「931,987千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	1,656,554千円	△425,000千円	1,231,554千円
第2項 企業債	1,371,000千円	△405,000千円	966,000千円
第3項 荒瀬ダム関連交付金等	20,000千円	△20,000千円	0千円
	支 出		
第1款 資本的支出	3,252,908千円	△458,223千円	2,794,685千円
第1項 建設改良費	1,850,816千円	△458,223千円	1,392,593千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額「1,371,000千円」を「966,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	515,615千円	30,680千円	546,295千円
(債務負担行為)			

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和5年度 ～令和7年度	千円 64,789
	年次別内訳	
	令和5年度	41,093
	令和6年度	10,018
	令和7年度	13,678
情報処理関連業務	令和5年度	1,170
事務機器等賃借	令和5年度	76

令和4年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和4年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 事業収益	1,033,551千円	3,726千円	1,037,277千円
第2項 営業外収益	363,695千円	3,726千円	367,421千円
	支 出		
第1款 事業費	1,190,545千円	38,367千円	1,228,912千円
第1項 営業費用	1,132,285千円	38,278千円	1,170,563千円
第2項 営業外費用	48,260千円	89千円	48,349千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額18,514千円」を「不足する額58,085千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,514千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額42,180千円及び過年度分損益勘定留保資金15,905千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	1,251,197千円	△8,183千円	1,243,014千円
第4項 補助金	176,565千円	△8,183千円	168,382千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,269,711千円	31,388千円	1,301,099千円
第1項 建設改良費	661,600千円	31,388千円	692,988千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	72,073千円	4,822千円	76,895千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道事業関係業務	令和5年度	千円 1,251
企業局所有施設等管理業務	令和5年度 ～令和7年度	13,571
	年次別内訳	
	令和5年度	8,993
	令和6年度	2,282
	令和7年度	2,296

令和4年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和4年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度熊本県有料駐車場事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	110,007千円	△156千円	109,851千円
第2項 営業外収益	2,656千円	△156千円	2,500千円
	支 出		
第1款 事業費	55,378千円	△2,538千円	52,840千円
第1項 営業費用	47,378千円	△2,538千円	44,840千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	10,699千円	△2,580千円	8,119千円

令和4年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 令和4年度熊本県病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度熊本県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 病院事業収益	1,717,875千円	163,665千円	1,881,540千円
第1項 医 業 収 益	703,734千円	△102,257千円	601,477千円
第2項 医 業 外 収 益	1,014,141千円	265,922千円	1,280,063千円
	支 出		
第1款 病院事業費用	1,722,272千円	△56,798千円	1,665,474千円
第1項 医 業 費 用	1,687,161千円	△56,959千円	1,630,202千円
第2項 医 業 外 費 用	34,611千円	161千円	34,772千円

(資本的支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「119,687千円」を「121,811千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 資本的支出	770,596千円	2,124千円	772,720千円
第2項 企業債償還金	271,696千円	2,124千円	273,820千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,081,140千円	△57,249千円	1,023,891千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和5年度	千円 11,524
情報処理関連業務	令和5年度	8,826

熊本県告示第185号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	覚井一武線	球磨郡錦町大字木上東岩城 397番2地先から 球磨郡錦町大字木上南字中園 710番1地先まで	前	9.0 ～ 12.5	166.9	災害復 旧工事
			後	19.1 ～ 25.0		

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)3月14日

熊本県告示第186号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市一の宮町手野 483番3地先から 同所 1643番1地先まで	296.5	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)3月15日

熊本県告示第187号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和5年(2023年)3月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 指定区域

葦北郡芦北町大字田浦町字外平1番2の一部、1番3の一部、3番2の一部、8番の一部、9番1、9番2、10番1、10番2、11番、12番、13番、15番、16番1の一部、16番2の一部

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号に定める法第9条第5項(法第9条の3第11項において読み替えて準用する場合を含む。)の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

熊本県告示第188号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
キッズステーション Pocket 宇土市馬之瀬町704-1宮原	一般社団法人真ごころ 宇土市住吉町2209番地3 伊藤 祐己	令和5年(2023年)4月1日	4352300232	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

ビル102号室

公 告

熊本県公告第165号

次に掲げる樹木について、「ふるさと熊本の木」の登録を解除したので、ふるさと熊本の樹木の登録に関する要項（昭和55年熊本県告示第419号）第9条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年（2023年）3月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	名称	樹種	所在地
59	天満宮の大楠	クスノキ	天草市下浦町字船場2946
132	長生のイチイガシ	イチイガシ	上益城郡御船町大字田代字長生1462
208	拝所の大杉	スギ	上益城郡山都町大平869
209	元小峰の菩提樹	ボダイジュ	上益城郡山都町小峰1447
213	天社さんの楠	クスノキ	熊本市西区上高橋町224

熊本県公告第166号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年（2023年）3月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ熊本大津店
菊池郡大津町大字室字西迫丸955番 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

- 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

- 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年（2023年）11月2日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,120平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
敷地南側 60台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
建物南西側 24台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 48平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内東側 22.09立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時まで
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時から午後10時まで
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1箇所 敷地南側
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

- 8 届出年月日
令和5年(2023年)3月1日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部振興課
令和5年(2023年)3月14日から令和5年(2023年)7月14日まで
- 10 その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和5年(2023年)7月14日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第167号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
令和5年(2023年)3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール宇城 ウェストランド
宇城市小川町大字河江1番1
- 2 変更しようとする事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (ア) 未定(リサイクルショップ) A棟
 - (変更前) 開店時刻: 午前10時
閉店時刻: 午後8時
 - (変更後) 開店時刻: 午前8時
閉店時刻: 午後9時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (変更前) 午前9時30分から午後8時30分
 - (変更後) 午前7時30分から午後9時30分
- 3 変更する年月日
令和5年(2023年)3月2日
- 4 届出年月日
令和5年(2023年)3月1日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課
令和5年(2023年)3月14日から令和5年(2023年)7月14日まで

熊本県公告第168号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和5年(2023年)3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
今村 友則	菊池市下河原	菊池市下河原字撰鶴27番1
農事組合法人南阿蘇くぎの	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字上松田592番ほか8筆
株式会社TAC やつしろ	八代市古閑下町	八代市古閑中町字源田2854番1ほか2筆
村上 友教	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字参番割666番ほか16筆

- 2 認可年月日
令和5年(2023年)3月6日

熊本県公告第169号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
 令和5年（2023年）3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（衛星合成開口レーダー地盤変動測量）	令和5年（2023年） 4月1日から 終了を通知するまで	熊本県全域

熊本県公告第170号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
 令和5年（2023年）3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（航空重力測量）	令和5年（2023年） 4月1日から 令和5年（2023年） 7月31日まで	熊本県全域

登 載 依 頼

熊本県観光審議会公告第2号

令和4年度（2022年度）第2回熊本県観光審議会の会議を次のとおり開催する。
 令和5年（2023年）3月14日

熊本県観光審議会長

- 1 日時
令和5年（2023年）3月23日（木）午前10時から正午まで
- 2 場所
ホテル熊本テルサ3階「たい樹」（熊本市中央区水前寺公園28-51）
- 3 議題
(1) 次期ようこそくまもと観光立県推進計画の策定について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、傍聴することができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県観光審議会事務局（熊本県観光戦略部観光企画課内）
（電話096-333-2332）

熊本県環境審議会公告第1号

第69回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。
 令和5年（2023年）3月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
令和5年（2023年）3月22日（水） 午前10時から
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 新館2階 職員研修室
- 3 議事
(1) 会長選出、部会員の指名
(2) 審議事項
ア 「第32回くまもと環境賞」被表彰者の選考について
イ 熊本県環境影響評価条例等の改正に係る検討について
ウ 地下水の涵養の促進に関する指針（地下水涵養指針）等の改正に係る検討について

- て
- (3) 報告事項
- ア 第六次熊本県環境基本計画の取組状況について
- イ 令和5年度(2023年度)公共用水域及び地下水の水質測定計画について
- ウ 県南地域及び八代海における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について
- エ 熊本県環境影響評価条例施行規則の改正に係る検討について
- オ 生物多様性くまもと戦略2030の策定について
- カ 熊本県立自然公園条例の一部改正について
- キ 冠ヶ岳鳥獣保護区の変更について
- ク 川口鳥獣保護区川口特別保護地区の指定について
- ケ 温泉掘削等の許可について
- コ 熊本県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、審議会事務局の許可を得た上で会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、会場にて午前9時45分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 その他
審議事項ア「第32回くまもと環境賞」被表彰者の選考については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。
- 7 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会事務局(熊本県環境生活部環境局環境立県推進課)
(電話096-333-2266)